

生産情報公表牛肉についての小分け業者の認定の技術的基準

制 定	平成15年10月31日農林水産省告示第1797号
改 正	平成18年 2月22日農林水産省告示第 186号
改 正	平成20年11月11日農林水産省告示第1610号
改 正	平成26年 2月25日農林水産省告示第 299号
最終改正	平成28年 6月 1日農林水産省告示第1262号

一 小分けし及び格付の表示を付するための施設

1 小分けのための施設

牛肉を区別して小分けを行うのに支障のない広さ及び構造であること。

2 格付の表示のための施設

証票の管理のための施設であること。

二 小分けの実施方法

1 三の2に規定する小分け責任者に、次に掲げる職務を行わせていること。

(1) 小分けに関する計画の立案及び推進

(2) 小分けの過程において生産情報公表牛肉がいずれの牛から得られたものであるかを識別することが困難になる場合にあっては、当該生産情報公表牛肉に荷口番号（20以内の個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第2条に規定する個体識別番号をいう。）又は個体識別情報（生産情報公表牛肉の日本農林規格（平成15年10月31日農林水産省告示第1794号）第6条に規定する個体識別情報をいう。）に対応する番号又は記号をいう。以下同じ。）を付与すること。

(3) 小分けの行程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言

2 小分け責任者が生産情報公表牛肉に荷口番号を付与する場合にあっては、生産情報の公表を担当する者（小分け業者の職員又は生産情報の公表の委託を受けた者）に次に掲げる職務を行わせていること。

(1) 荷口番号に対応する個体識別番号又は個体識別情報により識別された牛に係る生産情報公表牛肉の生産情報を、生産行程管理者又はその委託を受けた者が公表しているところに従い、荷口番号ごとに整理し、及び記録し、並びに当該記録を保管すること。

(2) (1)の記録に基づき、生産情報を荷口番号ごとに、荷口番号を付与した日から3年以上公表すること（生産情報以外の情報を公表する場合にあっては、生産情報とそれ以外の情報に分けて公表させること。）。ただし、荷口番号に対応する生産情報公表牛肉全てが最終消費者に販売されてから7日以上経過したことを確認した場合にあっては、荷口番号を付与した日から3年を経過する前であっても、

当該荷口番号に対応する生産情報の公表を取りやめることができる。

3 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。

- (1) 牛肉の受入れ及び保管に関する事項
- (2) 小分け前の牛肉の格付の表示の確認に関する事項
- (3) 小分け後の牛肉の格付の表示に関する事項
- (4) 小分けの方法に関する事項
- (5) 牛肉の生産情報の記録、保管及び伝達に関する事項
- (6) 牛肉の生産情報の公表に関する事項
- (7) 苦情処理に関する事項
- (8) 小分けの実施状況についての認定機関（登録認定機関又は登録外国認定機関をいう。以下同じ。）による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

4 内部規程に基づいて小分けを適切に行い、その管理記録及び当該管理記録の根拠となる書類を当該記録の作成の日から3年以上保持すること。

三 小分けを担当する者の資格及び人数

1 小分け担当者

小分け担当者として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの
- (2) 食品の流通の実務に3年以上従事した経験を有する者

2 小分け責任者

小分け責任者として、小分け担当者の中から、認定機関が指定する講習会（以下「講習会」という。）において小分けに関する課程を修了したものが1人選任されていること。

四 格付の表示を付する組織及び実施方法

1 格付の表示を付する組織

格付の表示を付する部門が、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有すること。

2 格付の表示の実施方法

(1) 次に掲げる事項について、格付の表示に関する規程（以下「格付表示規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。

ア 格付の表示に関する事項

イ 生産情報の処理に関する事項（荷口番号の付与に関する事項）

ウ 荷口の出荷又は処分に関する事項

エ 出荷後に生産情報公表牛肉の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項

オ 記録の作成及び保存に関する事項

カ 認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

- (2) 格付表示規程に基づいて格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められること。
- (3) 生産情報を有する牛肉に付与された荷口番号が適切に付与されることが確実に認められること。

五 格付の表示を担当する者の資格及び人数

格付表示担当者として、講習会において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上置かれていること。

最終改正の附則（平成28年6月1日農林水産省告示第1262号）抄

この告示の施行の際現に農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第15条第1項の認定を受けている農林物資の小分け業者（同項に規定する小分け業者をいう。）及び同法第19条の4の認定を受けている農林物資の外国小分け業者（同法第17条の2第1項第2号に規定する外国小分け業者をいう。）は、この告示による改正後の生産情報公表牛肉についての小分け業者の認定の技術的基準の四の2の(1)のエの規定にかかわらず、この告示の施行の日から1年間は、出荷後に生産情報公表牛肉の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項について、格付表示規程を整備しないことができる。